

## 1 .建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件(案)

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条第一項ただし書の規定に基づき、建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを次のように定める。

建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件

近隣商業地域又は商業地域内の住宅の居室（長屋又は共同住宅にあつては、同一の住戸内の居室に限る。）で建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十八条第一項に規定する居室の窓その他の開口部（以下単に「開口部」という。）を有する壁によって区画された二の居室について、いずれか一の居室の開口部ごとの面積に、それぞれ建築基準法施行令第二十条第一項の採光補正係数を乗じて得た面積を合計して算定した採光に有効な部分の面積が、当該二の居室の床面積の合計の七分の一以上である場合は、その他の居室については、当該壁の開口部で採光に有効な部分の面積は、当該開口部の面積とする。

## 2. 採光規定の合理化（案）の概要について

次の全ての条件を満たす建築物の開口部について、採光に有効な部分の面積の算定方法を新たに定める。

「商業地域・近隣商業地域」の住宅の居室に設けるものであること

外壁の開口部を有する居室（同一住宅内のものに限る。）と区画する壁に設けられるものであること

の外壁の開口部の面積は、外壁の開口部ごとの面積に補正係数を乗じたものの合計が、外壁の開口部を有する居室と他の居室との床面積の合計に  $1/7$  を乗じた面積以上であること

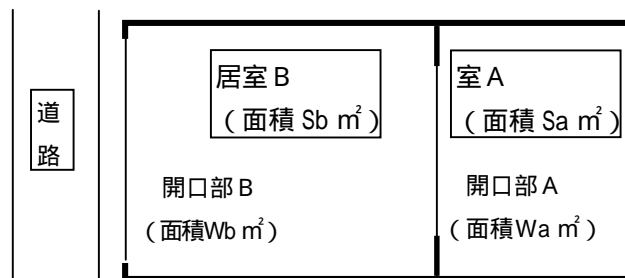
（算定方法）

当該開口部の面積を採光に有効な開口面積とする。

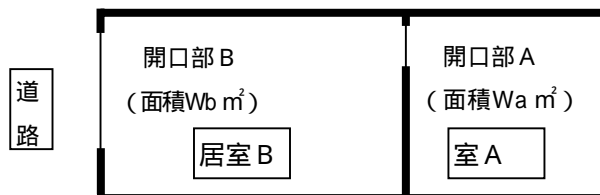
【例】

上記の措置により次の室Aを新たに住宅の居室とすることができるようになる。

【平面図】



【断面図】



$$W_a \quad S_a / 7 \quad \text{かつ} \quad W_b \cdot k \quad (S_a + S_b) / 7$$

（  $k$  : 開口部 B の採光補正係数 ）